

今年1年もラコン通信では人事労務に関するさまざまな情報を取上げてきました。今月号では、今年1年間の振り返りと、来年について既に明らかとなっている改正動向をまとめてみました。

2016年を振り返って — 事務所の出来事編 —

早いもので今年1年が終わろうとしています。当所でも色々な出来事がありました。今月号は、この1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

H28.4 職員1名 入社

新しい職員が1名入社しました。当所の中で一番若い職員になります。社会保険労務士合格を目指して、業務に試験勉強に頑張っています。

H28.6 労働法講演会 開催

昨年に引き続き、9年目の開催となりましたが、顧問先・会員事業所の多くの皆様にお越しいただき、大会議場が満席状態になりました。多数のご出席、ありがとうございました。

今年のテーマは、「労働政策の理解とマイナンバー制度」でした。労働政策の変化への理解とともに、介護休業制度や労働基準監督指導の実務対応、また1月から運用が始まったマイナンバー制度をテーマに取上げました。

来年は、6月14日(水)に同場所(長良川国際会議場)での開催を予定しております。

H28.7 職員1名 入社

4歳の男の子のお母さんです。子育てと仕事を両立しながら、日々頑張っています。

これで、当所において子育て中の職員が9名、そして小学生以下の子供の数は13名となりました。当所は、子育てをしながらでも働きやすい職場を目指しています。

H28.8 第48回(平成28年度) 社会保険労務士試験

毎年8月の終わりに、社会保険労務士試験が行われます。

今年は2名の職員が試験に挑戦しましたが、合格率は4.4%ととても厳しく、残念ながらサクラを咲かすことはできませんでした。子育てと仕事、そして試験勉強を両立するのはとても大変ですが、また来年、合格するのを職員みんなで応援しています。

H28.12 マイナンバー制度がスタートしてから、初めての年末調整

マイナンバー制度が1月にスタートしてから、初めての年末調整を迎えました。マイナンバーの取扱いに留意しながらの年末調整は、これまでになく忙しく、まさに繁忙を極めました。

☆ 師走に入り、寒さも厳しくなり、体調を崩しやすい時期になりました。皆さん、インフルエンザの予防接種は打たれましたか? 当所職員は、業務に支障がでないよう体調管理のため、15日までに全員が接種をしました。1人も休むことなく、出社しています。

☆ 今月号が今年の最終号となります。今年も1年ありがとうございました。

当所の冬休みは、12月29日(木)～1月4日(水)となっております。また、1月5日(木)の仕事始めは、職員全員で毎年恒例にしている伊奈波さんに初詣をし、本殿で祈祷をしていただきますので、急用の場合には当所の留守番電話にご伝言をお願い致します。戻り次第、ご連絡させていただきます。

来年も事務所職員一同、力をあわせてより一層頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

鉛筆子

	労働・社会保険における法律改正	人事・労務を取り巻く出来事
H28.1		マイナンバー制度スタート (所得税関連、雇用保険関連での番号利用が開始。) 《ラコン通信2月号》
H28.4	改正雇用保険法 成立 雇用保険料率引き下げ (1. 雇用保険料率を引き下げ〔5/1000 から4/1000へ〕/2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し/3. 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備) 《ラコン通信4月号》 健康保険法・介護保険法 (健康保険料率改定〔岐阜県49.9/1000から49.65/1000へ〕、介護保険料率改定〔岐阜県7.9/1000から変更なし。〕)《ラコン通信4月号》 社会保険 改正となった社会保険料 (健康保険法 標準報酬月額の高等級の上3等級追加。累計標準賞与額の上限の変更。) 《ラコン通信4月号》	長時間労働に対する監督指導を強化 重点監督対象を残業月80時間超の事業場へ (「過重労働撲滅特別対策班」を省内に設け、全国47の労働局に新設の「過重労働特別監督監理官」を1人ずつ配置。また、立ち入り調査の基準となる残業時間を、月100時間超から月80時間超に引き下げ、重点監督対象を拡大させた。) 《ラコン通信5月号》
H28.9	厚生年金保険法 (厚生年金保険料率改定〔89.14/1000から90.91/1000へ。〕) 《ラコン通信9月号》	
H28.10	最低賃金法 (岐阜県では754円から「776円」へ22円引	
H28.11	上げ。10月1日発効。全国加重平均額24円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ(昨年度は18円。)) 《ラコン通信8・9月号》	厚生労働省 過重労働解消キャンペーン (「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施。長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、重点監督や電話相談を実施。) 《ラコン通信11月号》
H29.1	65歳以上 雇用保険の適用対象へ (1月1日以降、65歳以上の労働者について「高齢被保険者」として雇用保険の適用対象となる。雇用保険料の徴収は、平成31年度まで免除。) 《ラコン通信11月号》 改正育児・介護休業法 施行 (介護休業の分割取得、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、マタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設など、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する。)	

